

(契約書別添)

仕 様 書

(「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約)

- 1：沖縄県身体障害者更生相談所電話設備機器賃貸借契約
- 2：令和7年9月1日から令和13年8月31日（6年間（72ヶ月））
- 3：沖縄県身体障害者更生相談所
（所在地：〒903-0804 沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目-385-1）
- 4：多機能ビジネスホン αZXtypeM ……………式
- 5：以下と同等又はそれ以上の機能を有するものであること

内訳	数量
多機能ビジネスホン	
ZXM-主装置-「1」	1台
ZXSM-主装置据え置き用品-「1」	1台
12V0.7AH-LHM デンチ	1台
ZX-「24」キー標準スター電話機-「1」「W」	12台
ZX-「24」キー ISDN 停電スター電話機-「1」「W」	2台
ZXSM-2ISDN 外線ユニット-「1」	1台
ZXSM-単体電話機ユニット-「1」	1台
ZXSM-電池劣化判定ユニット-「1」	1台
ZXSM-スターユニット-「2」	2台
スター端末ケーブル等	12本
単体物品ケーブル等	1本
設置及び設定	一式
保守	なし

- 6：設置および撤去時について
 - ・令和7年9月1日までは、設置場所への機器の設置を完了し、本稼働できるようにすること。
 - ・物件の設置・取扱い説明、設定および契約期間満了・解除による物件の撤去に要する費用はすべて落札業者の負担とする。
 - ・物件設置時にメーカーの新品である旨の証明書（納品書等）を提出すること。
- 7：電話機設定および機能
 - ・電話番号は下記の2番号を使用するものとし、1番号につき2回線使用できるものとする。
098-886-2241/098-886-2115
 - ・内線電話の設定(着信鳴動、発信着信規制)が可能な設定を行うこと。
 - ・着信時に、下記の音声ガイダンスが流れるよう設定できること。
ガイダンス：「こちらは身体・知的障害者更生相談所です。ただいまの時間は、業務時間外のためおつなぎできません。恐れ入りますが、御用の方は平日朝8時30分から午後5時までにご連絡ください。」